



公益財団法人浜松市文化振興財団 アクトシティ浜松友の会「ビバーチェクラブ」会員規約

(名称)

第1条 この会は、公益財団法人浜松市文化振興財団アクトシティ浜松友の会「ビバーチェクラブ」(以下「ビバーチェクラブ」という。)といたします。

(目的)

第2条 この会は会員制とし、会員に公益財団法人浜松市文化振興財団(以下「財団」という。)が行う文化事業及び別に財団が指定する公演への参加、鑑賞その他の機会を提供し、もって文化の振興に寄与することを目的とします。

(事務局)

第3条 この会に関する事務は、ビバーチェクラブ事務局(以下「事務局」という。)が行い、事務局を財団内に置きます。

(会員)

第4条 会員とは、この会の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、入会申し込み手続きをされ、財団が入会を認めた方をいいます。

2 会員資格の取得日時は、入会申込書を提出し、会費の支払いが確認された日の翌日13時とします。

3 会員には、会員証を発行します。

4 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡・貸与することはできません。

5 会員資格の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとします。ただし、入会時における会員資格の有効期限は、入会した日に属する年度の3月31日までとします。また、有効期限は第12条(退会等)の適用を除いて、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とします。

(年会費)

第5条 会員の入会時における会費は別表1により算定した金額とし、アクトシティチケットセンターにて支払い又は財団が指定する口座へ振り込むものとします。

2 入会2年目以降(更新時)の年会費は税込2,000円とし、第7条(代金決済)に定める方法により、財団に支払うものとします。

(チケットの予約及び購入)

第6条 会員は、財団が主催する事業及び財団が指定する公演について、原則として一般発売前にチケットを予約により購入することができます。

2 前項のチケットの購入に際しては、原則として事前に電話又はオンライン予約し、予約及び購入後、会員の都合によるチケットの変更・キャンセルはできないものとします。

3 チケットの予約は、予約専用電話又は財団が運営するオンラインショップでの申し込みとし、電話予約では事務局に会員番号、氏名及び届け出の電話番号を申し出ることとします。

4 前項の定めるチケット予約に関して、対象公演及び購入方法については財団が決定し、会員に通知するものとします。

5 会員は、財団が指定する公演について、原則として会員お1人様1公演につき1枚に限り入場料を割り引いてチケットを購入することができるものとします。ただし、公演当日販売では割り引かないものとします。

6 会員は、同条第3項の予約後、引換開始日以降にアクトシティチケットセンターにて会員証を提示し、支払いと引き換えにチケットを受け取るか、宅配、財団の指定するコンビニエンスストアまたは電子チケットにて受け取るものとします。

7 宅配受取、コンビニエンスストア受取または電子チケット受取等を選択した場合は、財団が指定する手数料及び送料を支払うものとします。チケットが届かない場合には、遅滞なく事務局に申し出るものとします。

8 会員は、チケット予約時及び受領時に内容を確認し、誤りがある場合は、遅滞なく事務局に申し出るものとします。申し出がなかった場合は、当該予約及び受領したチケットに異議ないものとします。

9 チケットを営利の目的で転売し、または転売のために第三者に提供する行為は禁止します。

(代金決済)

第7条 第5条(年会費)及び第6条(チケットの予約及び購入)に定める会費及びチケット代金は、それぞれ1回払いによるものとします。

2 入会2年目以降の会費の代金決済は、前年度3月27日に、会員が指定した口座(以下「指定口座」という。)から口座振替により、財団が指定する集金代行会社を通じて財団に支払うものとします。(金融機関休業日の場合、翌営業日を引き落とし日とします。)

(会員特典)

第8条 会員は、別表2に定める特典を受けることができるものとします。

(届け出事項)

第9条 会員は、氏名、住所、電話番号、指定口座等の届け出事項に変更が生じた場合は、遅滞なく事務局に報告し、変更手続きを行うものとします。

2 会員は、前項の報告がないために事務局からの通知または送付書類等が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに到着したものとみなし、財団はその責を負わないものとします。また、指定口座の変更により第7条(代金決済)がなされない場合は、別に財団が指定する方法で代金決済を行うものとします。

(個人情報の利用目的)

第10条 財団が収集した個人情報は、次に掲げる各号にのみ利用します。

- (1) イベント、コンサート、各種サービスをダイレクトメールもしくは電子メールなどにより財団または業務委託先からご案内するため
- (2) より良いサービスを提供するためのマーケティング調査分析のため
- (3) ビバーチェクラブの運営上必要な管理を行うため

(会員証の紛失、盗難)

第11条 会員は、会員証を紛失または盗まれたときは、直ちに事務局に届け出るものとします。

2 財団は、紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用されても、その責を負わないものとします。また、会員は、財団に損害を与えた場合、その損害を負担するものとします。

3 会員は、毀損、紛失、盗難その他の事由により、会員証を再発行する場合は、別に再発行手数料を支払うものとします。(退会等)

第12条 会員の都合により退会する場合は、事務局に退会の申し出を行い、退会届を提出するとともに、会員証を返却するものとします。

2 会員は、退会の申し出の後、第7条(代金決済)の未払いを有するときは、当該債務の完済をもって、退会とします。ただし、会員の有効期間途中の退会であっても、支払済みの年会費については返還しないものとします。

3 財団は、会員が退会する場合には、3月1日までに退会手続きを完了した会員に限り、次年度年会費の代金決済を行わないものとします。

4 財団は、会員が次に掲げる各号のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 届け出事項に虚偽の申告があった場合
- (2) 年会費または、チケット代金の支払いを行わなかった場合
- (3) 公演日までに予約したチケットを引き換えにできなかった場合
- (4) 第9条(届け出事項)の届け出を行わず2ヶ月が経過した場合
- (5) 会員が財団の業務を妨げ、信用を傷つける等、財団の不利益となる行為をした場合
- (6) 会員が他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある場合
- (7) その他、本規約に違反した場合

(規約の変更)

第13条 本規約を変更した場合には、財団は遅滞なく会員に通知するものとします。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、友の会運営について必要な事項は、財団が別に定めるものとします。

付 則

この規約は、平成6年6月1日から施行します。

平成7年3月20日規約改正

平成8年1月4日規約改正

平成13年4月1日規約改正

平成14年4月1日規約改正

平成17年4月1日規約改正

平成20年4月1日規約改正

平成30年4月1日規約改正

令和2年5月1日規約改正

令和4年1月1日規約改正

付 則

この規約は、令和4年1月1日から施行します。

別表1

入会月	初年度年会費(税込)
4～9月	2,000円
10～3月	1,000円

別表2

【特典】

1 電話、インターネットでチケット予約

財団主催事業をはじめ、友の会取り扱い公演のチケットが電話とインターネットで予約できます。指定席については、友の会に割り当てられているお席の中から好きなお席をお選びいただけます。

2 チケットの優先販売

一般販売の開始に先駆けてチケットをご予約いただけます。

3 チケット代金の割引

財団の指定する公演は、原則として会員お1人様1公演につき1枚に限りチケット代金を割引いたします。(ただし当日販売を除く)

4 浜松市楽器博物館入館料20%割引

楽器博物館の受付で会員証を提示すると、会員ご本人様に限り入館料が20%割引になります。

5 公演チラシ及び文化情報誌の郵送

友の会取り扱い公演のチラシや公演情報、当財団が発行する文化情報誌「HCF news」などを、毎月1回皆様のお手元にお届けします。

6 オークラクトシティホテル浜松・アクトシティ内店舗の利用サービス

会員証のご提示で、一部の店舗にて各種サービスが受けられます。詳細は年度毎にダイレクトメールにてご案内します。

アクトシティ浜松友の会「ビバーチェクラブ」事務局 (公益財団法人浜松市文化振興財団内)

〒430-7790 静岡県浜松市中区板屋町111-1

TEL : 053-451-1115 FAX : 053-451-1123

E-mail : vivace@actcity.jp URL : https://www.hcf.or.jp/